

⑩ さいたま市図書館地域資料収集方針

平成 21 年 4 月 1 日施行

この方針は、「さいたま市図書館 資料の収集・選択に関する基準」に準拠して、市民の地域情報の要求に応え、また地域資料を次世代へ継承すべき地域固有の資料として、収集・活用・保存するために必要な事項を定めるものとする。

1. 地域資料の定義

- ・さいたま市図書館では、地域で発生するあらゆる資料を「地域資料」として扱う。行政資料、郷土の歴史・民俗資料、生活情報などである。

2. 収集

2-1 収集範囲

- ・下記の資料は積極的に収集する。
 - (1) さいたま市に関する内容の資料
 - (2) さいたま市出身者・在住者の著作及び人物に関する資料
 - (3) 埼玉県及び県内市町村に関する資料

2-2 収集対象

- ・刊行物を主とし、録音資料・映像資料・電子資料等、必要に応じて収集する。

2-3 収集方法

- ・市販される資料は極力購入に努める。
- ・さいたま市の行政機関・教育機関が発行した資料は、各機関に対し発行後速やかに寄贈を依頼する。また図書館としても積極的に収集に努める。
- ・市民、団体からの寄贈資料についても積極的に収集する。
- ・入手できない資料は著作権法等に配慮した上で、可能なら複写で入手する。

2-4 収集分担

- ・中央図書館は、さいたま市全域及び埼玉県・県内市町村に関する資料を収集する。
- ・さいたま市の各区・各地域については収集の責任分担を決める。

2-4-1 各区の資料

- ・収集分担館は、次の通り定める。便宜上、区役所と連絡のよい館を担当館とする。

西区：馬宮図書館

北区：北図書館

大宮区：大宮図書館

見沼区：大宮東図書館

中央区：与野図書館

桜区：桜図書館

浦和区：北浦和図書館

⑩ さいたま市図書館地域資料収集方針

南区：南浦和図書館

緑区：東浦和図書館

岩槻区：岩槻図書館

2-4-2 各地域の資料

- ・収集分担館は、次の通り定める。

浦和：北浦和図書館

大宮：大宮図書館

与野：与野図書館

岩槻：岩槻図書館

2-5 収集部数

- ・さいたま市の発行物は、7部以上収集する。
- ・分配の優先順位と部数は次のとおりとする。ただし、特定地域に関連した内容の資料や部数が少ない資料は、利用が見込まれる館や収集分担館と調整して配付部数を決定する。

1. 中央図書館 (3部)
2. 北浦和図書館 (1部)
大宮図書館 (1部)
与野図書館 (1部)
岩槻図書館 (1部)
3. その他の拠点館 (各1部)
4. 地区館 (各1部)
5. 分館 (各1部)

3. 貸出用資料と館内用資料の扱い

- ・貸出できる資料を増やすよう努める。
- ・中央図書館・北浦和図書館・大宮図書館・与野図書館・岩槻図書館の5館は、収集分担に従って館内用資料を充実させ、詳細な調査への対応や他館のバックアップを行う。
- ・原則として館内用資料の市内他館からの取り寄せには応じない。貸出用のものは相互貸借の対象とする。館内用は対象としない。

4. 保存分担

- ・保存分担館は、次の通り定める。
さいたま市全域及び浦和：中央図書館
大宮：大宮図書館
与野：与野図書館
岩槻：岩槻図書館
- ・なお、大宮図書館・与野図書館・岩槻図書館での保存が難しい場合は、中央図書

⑩ さいたま市図書館地域資料収集方針

館へ移管することができる。

- ・埼玉県・県内市町村についての資料は、県立図書館の所蔵状況や、各館の隣接する市町村などについて考慮し、必要な館で保存するものとする。

5. 移管

- ・保存分担館以外の館で除架したり、または未整理の状態となっている資料については、他館に移管し効率的な運用を図る。

6. 他機関との連携

- ・情報の収集・発信、レファレンスにおいては、他機関とも積極的に連携する。

附 則

この方針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。